

平成 30 年度包括外部監査における
「監査の結果」に対する措置状況

特定の事件（テーマ）

「道路、公園、河川及び交通安全等に関する事務執行について」

令和元年 8 月 16 日

大 田 区

平成 30 年度包括外部監査における「監査の結果」に対する措置状況 目次

平成 30 年度における特定の事件（テーマ）
「道路、公園、河川及び交通安全等に関する事務執行について」

指摘No.	監査結果 報告書の頁	項目名	部局	本書の頁
1	61	屋外広告物許可手数料	都市基盤整備部	1
2	91	地籍調査推移表		2
3	93	違反屋外広告物撤去作業委託 ファイルの保存		3
4	94	違反屋外広告物撤去作業委託の 契約状況	総務部	4
5	103	違反屋外広告物撤去作業委託回数	都市基盤整備部	5
6	151	道路等清掃		6
7	197	区道1-61号線整備工事（電線共同 溝）	総務部	7
8	279	駐車場管理月報の記載の方法に ついて	都市基盤整備部	8
9	347	公衆便所の様式		9
10	386	都市公園台帳の作成及び保管		10
11	387			11
12	451	運営活動の内容の確認		12
13	453	ふれあいパーク活動連絡書		14
14	454			15
15	455	ゲートボールの行為許可取扱要綱 との整合性		16
16	456	ゲートボールの行為許可取扱要綱 の誤り		17

指摘No.	監査結果 報告書の頁	項目名	部局	本書の頁
17	456	ふれあいパーク活動団体一覧表と 現況公園一覧の不一致	都市基盤整備部	18
18	467	対象公園		19
19	536	都市基盤整備部事業概要の訂正		20
20	548	サンサン児童公園		21
21	553	東嶺公園		22
22	575	開光坂児童公園		23
23	578	昂児童公園		24
24	589	蒲田交差公園		25
25	589			26
26	595	蒲田本町二丁目公園		27

部課名 都市基盤整備部道路公園課

指摘No.	指摘事項	措置状況									
1	<p>申請書類等に以下のような不備が散見された。</p> <table border="1" data-bbox="371 501 908 1939"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 501 493 595">新規／ 継続</th> <th data-bbox="493 501 592 595">許可 番号</th> <th data-bbox="592 501 908 595">不備の事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 595 493 1411">継続</td> <td data-bbox="493 595 592 1411">10092</td> <td data-bbox="592 595 908 1411"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物許可申請書の申請月日の未記入 ・屋外広告物許可申請書の申請者電話番号未記入 ・申請委任状の委任月日の未記入 ・屋外広告物許可申請書別紙の広告物規模の一覧表の記載事項の手書きによる修正に訂正印なし ・屋外広告物自己点検報告書の報告月日未記入 ・屋外広告物管理者変更届の届出月日未記入 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1411 493 1939">新規</td> <td data-bbox="493 1411 592 1939">10289</td> <td data-bbox="592 1411 908 1939"> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物許可申請書の記載事項（1 表示又は設置の場所、5 表示期間）訂正の訂正印なし ・屋外広告物設置承諾書の年月日未記入 ・同承諾書の記載事項訂正が、承諾捺印者の社印ではなく、個人認印にて行われている </td> </tr> </tbody> </table> <p>関係書類の記載不備等は、適宜適切に訂正・保全されることが必要である。</p>	新規／ 継続	許可 番号	不備の事項	継続	10092	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物許可申請書の申請月日の未記入 ・屋外広告物許可申請書の申請者電話番号未記入 ・申請委任状の委任月日の未記入 ・屋外広告物許可申請書別紙の広告物規模の一覧表の記載事項の手書きによる修正に訂正印なし ・屋外広告物自己点検報告書の報告月日未記入 ・屋外広告物管理者変更届の届出月日未記入 	新規	10289	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物許可申請書の記載事項（1 表示又は設置の場所、5 表示期間）訂正の訂正印なし ・屋外広告物設置承諾書の年月日未記入 ・同承諾書の記載事項訂正が、承諾捺印者の社印ではなく、個人認印にて行われている 	<p>指摘事項について、今後は書類の確認を徹底するなど、再発防止に努めます。</p>
新規／ 継続	許可 番号	不備の事項									
継続	10092	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物許可申請書の申請月日の未記入 ・屋外広告物許可申請書の申請者電話番号未記入 ・申請委任状の委任月日の未記入 ・屋外広告物許可申請書別紙の広告物規模の一覧表の記載事項の手書きによる修正に訂正印なし ・屋外広告物自己点検報告書の報告月日未記入 ・屋外広告物管理者変更届の届出月日未記入 									
新規	10289	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物許可申請書の記載事項（1 表示又は設置の場所、5 表示期間）訂正の訂正印なし ・屋外広告物設置承諾書の年月日未記入 ・同承諾書の記載事項訂正が、承諾捺印者の社印ではなく、個人認印にて行われている 									

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
2	<p>地籍調査推移表の調査対象面積について、区の面積が埋立等で増加したことや、調査対象地区を見直したことにより調査対象面積が変更されていた。</p> <p>しかし「東京都の国土調査 平成 29 年度」にはまだ反映していない状態であるため、数字が整合していない。</p> <p>そのため、「東京都の国土調査」に反映する必要があると考えられる。</p>	<p>「東京都の国土調査」は、第 6 次十箇年計画（平成 22 年から平成 31 年）で対象面積が定められているため、当該期間中に増加した面積を反映していません。</p> <p>調査対象面積の変更は、次回の第 7 次十箇年計画（令和 2 年策定）において増加した面積を反映する予定です。</p>

部課名 都市基盤整備部地域基盤整備第二課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
3	<p>今回、監査にあたり、過去3年度分（平成27年度から平成29年度）の資料を要請したところ、地域基盤整備第二課の蒲田地区の平成27年度の違反屋外広告物撤去作業委託に係るファイルが見当たらず、提出がなされなかった。</p> <p>当該ファイルの保存年限は「財務関係・その他文書・部長決定文書」の保存年限に則り、3年であることから、本来保存しておくべき書類である。</p> <p>そのため当該ファイルについては、今後3年は保存しておくことが必要である。</p>	<p>文書の適正な年限の保存について、改めて職員に周知徹底しました。</p> <p>また、廃棄文書の整理の際には、文書保存年限の再確認をすることを職員に徹底しました。</p>

部課名 総務部経理管財課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
4	平成27年度の大森地区の契約時推定総額（契約決定通知に記載されている）は4,561,920円となっているが、契約単価29,000円、契約日数132日であることから契約時推定総額は4,134,240円である。	違反屋外広告物撤去作業委託は単価契約で、契約期間内での発注数量が未定の契約です。本件のように入札において予定単価より契約単価が低く落札された場合、当該単価で契約します。その際、契約決定通知については、契約時推定総額の修正は行わず、事業課の契約締結請求金額の範囲で支出可能である旨の（上限額）通知となります。

部課名 都市基盤整備部地域基盤整備第一課・地域基盤整備第二課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
5	<p>大森地区の平成27年度の3月分の作業報告書、調布地区の平成27年度の7月と3月分の作業報告書及び蒲田地区の平成27年度の作業報告書が保存されていなかった。保存年限内の書類については、所定のファイルに保存しておく必要がある。</p>	<p>文書の保存年限の管理をより一層徹底し、文書を適正な年限で保存するよう、改めて職員に周知しました。</p> <p>また、廃棄文書を整理する際には、文書保存年限の再確認をすることを職員に徹底しました。</p>

部課名 都市基盤整備部地域基盤整備第一課・第二課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
6	<p>犬猫死体処理において公表している実績値である1,038頭は、大森地区と調布地区を管轄する第一課と蒲田地区と糝谷・羽田地区を管轄する第二課とで集計方法が異なっている。</p> <p>第一課は焼却処理した頭数を集計しているが、第二課は収集処理と焼却処理した頭数を合計した頭数を集計しており、それらを合計した1,038頭は意味のない数値となっている。収集処理した頭数は665頭、焼却した頭数は741頭となっており、合計した場合は1,406頭となる(「3. 監査の結果」の*6を参照)。</p> <p>外部へ公表する数値であることから、公表前に帳票間の整合性等を確認する等の検証作業をすることが必要である。</p>	<p>第一課では収集処理業務以外で保管庫に持ち込まれる死体も合わせて実際に処理した頭数を公表する数値としてとらえていました。</p> <p>第二課では収集と焼却の業務が分かれていることから、これらの業務の合計数を公表するものととらえていました。</p> <p>平成30年度からは、実際に処理した死体の頭数である焼却処理の頭数を決算等で公表することとしました。</p>

部課名 総務部経理管財課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
7	<p>「大区街1街路部その3整備工事その2(街築)」の契約締結手続上の書類について、当初の「工事請負契約書」上、前払金の金額は32,400,000円となっているが、それに対応する「契約締結書(契約決定通知)」に記載されている前払金の金額は3,240,000円となっていた。</p> <p>また、変更契約が締結されているが、「工事請負変更契約書」上の前払金の金額も3,240,000円となっており、対応する「契約締結書(変更)(契約変更通知)」の前払金の金額も同様に3,240,000円となっていた。</p> <p>実際の前払金としての支出額は当初の「工事請負契約書」上の金額である32,400,000円となっており、実質的な問題はなく、契約書上も第35条で前払金は契約金額の40%の額(ただし、2億円が限度)と規定されているため、単純な誤りであることは明らかであるが、「工事請負変更契約書」は対外的な書類であり、「契約締結書(契約決定通知)」及び「工事請負変更契約書」は契約締結に係る承認過程における内部統制上も重要な書類であるため、今後さらに書類間の整合性については十分な注意を払う必要があるものとする。</p>	<p>ご指摘を受けた事項については、契約締結に係る決定時において、係員及び管理監督者の各段階において、徹底した確認をすることで、ヒューマンエラーの抑止とより一層の正確な事務執行に努めます。</p>

指摘No.	指摘事項	措置状況
8	<p>駐車場管理月報の記載の方法について</p> <p>駐車場業務仕様書10「日報・月報の作成」にある月報は、毎業務日に作成する日報をもとに作成しているものであるが、当該月報を閲覧したところ、日々の利用者からの利用料金の収納件数が10件単位で記載されていた自転車等駐車場があった（例：1日200件 4日120件 20日80件など）。この点について大田区にヒアリングを実施し、委託業者から回答を得たところ、「自転車駐車場の一時利用については、業務時間内で全ての業務を円滑に行うため、業務時間の途中で利用者の区切りが良くなった際に集計作業を行なっている。」とのことであり、集計後に受け付けたものは翌日の集計に繰り越しているとのことであった。</p> <p>業務の効率性の観点からは合理的と思われる反面、日々の処理件数を正確に把握することが出来なくなり、月報の数値も正確性を欠くことにつながる。</p> <p>他の自転車駐車場の月報では日々の件数を1件単位まで記載をしていたので今後は統一して一日の業務の終了時に日報をつけるべきであるといえる。</p>	<p>自転車駐車場における日々の一時利用件数の集計作業は、自転車駐車場内の終業前の安全管理巡回やその他の集計処理のため、業務終了時間の約30分前に行っています。</p> <p>一部の自転車駐車場では、その際、当日の集計を容易にするため、10件単位の数字で計上し、集計後に受け付けた利用件数は翌日に繰り越していました。</p> <p>指摘を踏まえ、日々の利用件数を正確に把握するため、一日の業務の終了時までの件数を集計することを受託者に指示し、改善しました。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
9	<p>公衆便所調査票のトイレ数とトイレの形式の内訳の合計値が相違していた。</p> <p>管理地区ごとにトイレ数のカウントの仕方が異なっていることが原因であった。</p> <p>大森、調布地区では公衆便所全体で1とカウントしているが、蒲田、糀谷・羽田地区では公衆便所のトイレを1つずつカウントしているため、トイレ数の内容が整合しておらず、公衆便所調査票のトイレ数は意味のない数字となっている。</p> <p>トイレ数のカウントの仕方を統一すべきである。</p>	<p>トイレの数量の計上方法について、各地区で整合性が取れていない部分がありましたが、調整を図り、箇所数はトイレの建物の棟数で計上することとして、事務処理の統一を図りました。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
10	<p>現場視察を行った公園について都市公園台帳の資料を請求したところ、区内の全ての公園において都市公園台帳が作成されていないかった。</p> <p>区では、都市公園台帳の作成・保管の義務があることを認識はしているものの、現在において都市公園台帳は作成されておらず、閲覧も行っていない状況である。</p> <p>平成23年頃に、都市公園台帳の作成を目的として、当時の担当者が将来都市公園台帳を整備するために試作した公園調書と委託により作成した公園の図面はあるものの、あくまで内部的な資料であり、作成後の変更事項は反映されていない。</p> <p>都市公園台帳は、公園を適正に管理するうえで公園管理者にとって重要なものであり、また区民、事業者等にとっても都市公園を構成する土地物件に関する紛争について、都市公園台帳が極めて大きな機能を営むこととなるものであり、都市公園法第17条第1項によりその作成と保管を義務付けられているものであることから、速やかな都市公園台帳の作成が必要である。</p>	<p>都市公園台帳については、かねてからその重要性を認識し、整備を計画していましたが、費用や人員などの注力に至らず、実現に至っていませんでした。今後は指摘に沿い、計画的に整備します。</p> <p>具体的には、他区等の整備状況を調査するほか、効率的なシステム導入に向け、台帳システム等の製品ヒアリングや、区GISシステム活用可能性の確認、更新方法の検討等を進めます。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
11	<p>都市公園台帳が作成されていないことから、当該台帳の閲覧や写しの交付等に際しての手續や手数料の徴収に関する規則がないことから、都市公園台帳に記載されている事項について、区民、事業者等から都市公園台帳に関する問合せがあった場合には、個別に対応して回答している状況である。</p> <p>そのため都市公園台帳の作成に並行して、当該台帳の閲覧と写しの交付等の手續や手数料の徴収に関する規則を定めていくことが必要である。</p>	<p>都市公園台帳整備完了後、区民等への台帳閲覧等を行う際に必要となる手續や手数料額などについて、遅滞なく規程の整備を進めます。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
12	<p>ふれあいパーク活動の運営活動は「その他公園を有効に活用して行う自主的活動」と記載されているが、具体的ではなく、拡大解釈できる、あるいはしてしまう余地がある。</p> <p>今回の公園視察で、公園は現在、園庭のない保育園が増加していることから、特に午前中には幼児の散歩や運動としてかなり活用されていることが判明している。そうした公園利用のニーズがあるにも関わらず、「公園を有効に活用して行う自主的活動」として、午前中に公園をふれあいパーク活動の一環として使用しているケースがあった。調布地区にある公園であるが、この公園では公園利用者に対し、ふれあいパーク活動の一環としてゲートボールを毎週月・金の午前8時から11時の時間行う旨、看板が掲げられていた。(そもそもこの看板掲示が区の承認のもと行われていない。)</p> <p>また、これとは別に大森地区のある公園では、例えば平成30年3月においてゲートボール活動を月～金の平日21日中17日間行っている団体もあった。(当該団体は後に述べるふれあいパーク活動連絡書にゲートボールを日常活動として報告している。) 平日にほぼゲートボールとなると、公園の自主的活動というよりは、実施要綱第5条で定める禁止行為の第4号「公園を私物化する行為」に該当するおそれがある。</p> <p>本来、「公園を有効に活用して行う自主的活動」は公園がほとんど使用されていない日や時間に行うべきものであり、公園が</p>	<p>ふれあいパーク活動は、大田区立公園条例第20条の3(公園における自主的活動)の規定に基づき区民活動及び協働の推進を図るため、ふれあいパーク活動実施要綱に定めるところにより公園を自主的な区民活動の場として使用させるものです。</p> <p>ふれあいパーク活動団体は、活動に当たっては、要綱に基づくふれあいパーク活動申請書に活動計画書を添えて承認を得てから、運営活動のほか、日常活動(清掃)又は点検活動を実施します。</p> <p>ふれあいパーク活動団体の新規・更新の承認に当たっては、条例、要綱等に照らして、申請内容の精査を行うとともに、日頃の運営活動の具体的な内容について把握しながら、必要な指導等を行い、制度の趣旨に沿った適正な活動の実現に努めます。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
12	<p>活用されている時間にふれあいパーク活動だから優先的に公園を使用するという ことでは、ふれあいパーク活動のそもそもの趣旨に反するものである。</p> <p>そのため具体的にどのような運営活動が行われているのか、区はその内容を吟味した上で、運営活動の是非を判断すべきである。</p>	

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
13	<p>運営活動については、日常活動、点検活動と異なり、具体的な記載がなければ何をを行ったか、区で把握することができない。</p> <p>公園管理者である区は、何をを行っているか把握する義務があると考えられることから、運営活動を行っている団体についてのふれあいパーク活動連絡書には、必ず具体的な運営活動の記載を求めるべきである。</p>	<p>運営活動の内容把握のため、活動連絡書の記載内容がより具体的で適切に記載されるよう、活動団体を指導します。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
14	<p>運営活動、日常活動、点検活動それぞれの内容についての適切な区分ができず記載している(例えば行った清掃を運営活動欄に記載する)、行った運営活動を記載していない等、ふれあいパーク活動連絡書には記載に不備が目立つ。</p> <p>このような活動報告では区としても、何か事故やトラブルがあった際に管理責任を問われる事態ともなりかねない。</p> <p>そのため、ふれあいパーク活動連絡書の記載方法については、その記載方法を具体例を添付して渡す等し、どのように記載すべきか指導する必要がある。</p>	<p>指摘に沿って、活動連絡書が適切に記載されるよう、具体的な記載例などを用いて団体を指導します。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
15	<p>実際には、公園の視察を行なった際にもこの別表で定められた公園以外でも、ゲートボールは行われていたことから、当該要綱は実際のゲートボールの利用状況には合致していない状態であると考えられる。</p> <p>そのため、当該要綱については、要綱を定めた意味を再考し、実際の運用に見合うよう、別表に定める公園を増やし、実際にゲートボールを行う場合には必ず許可を得るように周知する等の措置を講ずる必要がある。</p>	<p>ゲートボールの行為許可取扱要綱では、別表でゲートボールに適した公園を列挙していますが、要綱制定時から時間も経過し、すでに実施していない公園もあるなど実態とそぐわない部分がありました。</p> <p>今後は、指摘に沿って、要綱全体の見直しを行うため、まず公園の利用実態を調査し、要綱の改正を行うとともに、要綱の規定に基づく申請や許可などの適切な運用を図ります。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
16	<p>上記第5条の「大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2号」については、占用料の免除に関する規定は「大田区立下水道関連施設公園等の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第1項第2号」であると考えられることから、ゲートボール要綱の訂正が必要である。</p>	<p>ゲートボールの行為許可取扱要綱の記載の誤りについては、指摘事項No.15による見直しと合わせて、適切に改めます。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
17	<p>ふれあいパーク活動団体一覧表に記載されている東稲荷児童遊園と久が原光児童公園について、現況公園一覧には自主的管理活動欄に○の記載がなされていなかった。</p> <p>また逆に、現況公園一覧の自主的管理活動に○の記載がなされているしんせい児童公園とスクランブルパーク児童公園については、ふれあいパーク活動団体一覧表には記載がなされていなかった。</p> <p>しんせい児童公園についてはふれあいパーク活動申請書は提出されていたことから、ふれあいパーク活動団体一覧表への記載漏れであり、当該一覧表はふれあいパーク活動団体を一覧に示す管理表の役割を果たしていることから、ふれあいパーク活動申請書を提出した団体を漏れなく記載しているか確認することが必要である。</p>	<p>平成 31 年度（令和元年度）分の事業概要の公園一覧等の作成に当たり、指摘に沿って精査を行い、適切な内容に改めました。</p> <p>年一回作成する資料のため年度途中での活動辞退が反映できないなどの課題もありますが、今後も適切な記載となるよう、更新時の確認を強化します。</p>

部課名 都市基盤整備部都市基盤管理課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
18	糞谷・羽田地区に対象公園として「東糞谷防災」が2度記載されているが、面積が2,430.53 m ² の公園は羽田西前公園である。	今回ご指摘の箇所については修正いたしました。

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
19	当該公園にはだれでもトイレ B 型が 1 箇所設置されているのみであり、A 型のトイレは確認できなかった。都市基盤整備部事業概要の記載が誤りであり、訂正が必要である。	平成 31 年度（令和元年度）分の事業概要の公園一覧等の作成に当たり確認を徹底し、ご指摘の邦西児童公園について、適切な内容に改めました。

部課名 都市基盤整備部地域基盤整備第一課

指摘No.	指摘事項	措置状況
20	<p>倉庫の設置の記載がないことから、設置者が誰か不明の状態である。公園内に設置する場合には、その設置者が誰かわかるようにしておくことが必要である。</p>	<p>ご指摘のとおり、サンサン児童公園内倉庫設置者の記載がありませんでした。 当該公園に設置されている倉庫については、設置者名を大きくわかりやすく記載します。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
21	<p>公園の樹木にふれあいパーク活動でゲートボールを月と金の午前8時から11時に行っているとの札が掲げられていた。ふれあいパーク活動の活動計画書を確認したが、特にゲートボール活動について記載がなされていなかった。</p> <p>そして区に報告される活動報告書にもゲートボールを行っている旨の記載がなされていなかった。</p> <p>そのため、現状では公園に掲げられている札と区への提出書類の内容が整合していないことから、行われているゲートボール活動はふれあいパーク活動の一貫にはならないと考えられる。</p> <p>以上のことから、区はふれあいパーク活動計画書通りにふれあいパーク活動が行われているか、また報告されてくる活動報告書が提出された活動計画書の内容と整合しているかを確認することが当該公園を問わず、ふれあいパーク活動が行われている全ての公園において必要である。</p>	<p>ふれあいパーク活動団体の新規承認や更新承認にあたっては、条例及びふれあいパーク活動実施要綱等に照らして、申請内容の精査を行うとともに、活動連絡書等により日頃の運営活動の具体的な内容についても把握して、必要な指導等を行い、ふれあいパーク活動の趣旨に沿った適正な活動の実施の確保に努めます。</p>

部課名 都市基盤整備部地域基盤整備第一課

指摘No.	指摘事項	措置状況
22	公園としての利用ができなくなっているが、区のホームページ上は公園名を記載しているのみで、その旨の記載がないことから、利用ができなくなっている旨とその期間を掲示することが必要である。	今後は、ご指摘の開光坂児童公園を含め、利用できなくなる公園名と供用停止期間及びその理由等を区のホームページ上に掲示します。

部課名 都市基盤整備部地域基盤整備第一課

指摘No.	指摘事項	措置状況
23	<p>リサイクル倉庫の隣接していた倉庫については、設置者名を示す掲示がなかった。公園の設置される倉庫については、設置者名を示す掲示を大きく記載し、誰が設置しているかわかりやすくする必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、昴児童公園内に設置されている倉庫については、設置者名を大きくわかりやすく記載しました。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
24	<p>蒲田交差公園の所在地の蒲田5-1-5先の部分は、現状では公園ではないことから、公園として紹介している資料(大田区のホームページ、都市基盤整備部事業概要の公園一覧)には、駐輪場となっている旨の注釈をつける等、利用者に正確な情報を伝えることが必要である。</p>	<p>蒲田交差公園は、JR蒲田駅前の違法駐輪対策のため、暫定的に自転車駐車場として活用しているもので、東口の駅前整備完了に合わせて暫定利用は終了する予定です。</p> <p>この間、公園利用者へ不便を与えることが考えられる場合、指摘に従って必要な周知を行います。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
25	<p>大田区では当該公園の駐輪場部分も公園としてカウントしており、また1人あたり公園面積を求める際にもその面積を算入している。しかし当該公園の駐輪場部分は公園ではないことから、その面積を統計上は除外する必要がある、したがって、1人あたり公園面積を求める際も、除外して計算する必要がある。</p>	<p>蒲田交差公園は、J R蒲田駅前の違法駐輪対策のため、暫定的に自転車駐車場として活用しているものです。</p> <p>以上のような状況ですが、同公園は都市公園法に基づく公園区域であることに変わりがなく、他の公園における工事、占用その他の理由による供用停止の場合と同様、公園として扱うこととなります。</p>

部課名 都市基盤整備部道路公園課		
指摘No.	指摘事項	措置状況
26	<p>当該公園には遊具があり遊具点検の対象と考えられるものの、平成29年度の遊具点検の報告には記載がなかった。</p> <p>遊具点検は遊具が設置されている全ての公園で行う必要があり、遊具点検の対象公園についてその漏れがないか確認することが必要である。</p>	<p>遊具点検の対象となる公園及び公園内の遊具については、安全管理など点検の目的を全うするため、新設やリニューアル後などに新たな点検対象とする場合などにおいて、ご指摘のあった蒲田本町二丁目公園をはじめとして、漏れのないよう適切に点検を実施します。</p>